

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場		測 定			
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の 保存年
1	土石、岩石、鉱石、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度およびふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 591条	騒音レベル	1月以内ごとに1回	3
4	抗内の作業場 イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592条	炭酸ガスの濃度	1月ごとに1回	3
	ロ 28 を超える作業場	安衛則612 条	気 温	半月以内ごとに1回	3
	ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603条	通 気 量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務用の用に供されるもの	事務所則 7条	一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3
放射線作業場を	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
	ロ 放射性物質取扱作業室	電離則 55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
	ハ 坑内の核原料物質の採取業務を行う作業場				
	特定科学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定の物質については 30年間
	一定鉛業務を行う作業場	鉛則 52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業量	酸欠則 3条	第1類酸素欠乏危険性に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3
			第2類酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3
	第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3